V12 MOCETNA —連載 新進会員活動委員会—

第68回

弁護士業務支援ホットラインにて活躍する弁護士に聞く

聞き手:新進会員活動委員会委員 元澤 武(65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している弁護士へのインタビューを行っています。今回は、趣向を変えて、日本弁護士連合会若手弁護士サポートセンターによる若手弁護士サポートのための「弁護士業務支援ホットライン」にて、若手弁護士へのサポートにご尽力、ご活躍されている福崎聖子会員(54期)と杉村亜紀子会員(55期)にお話を伺いました。

※本記事は2017年2月1日現在の情報をもとにしています。

--- 弁護士業務支援ホットライン (以下「ホットライン」 という) とはどのようなものですか。

弁護士登録5年目以内のすべての弁護士を対象として, 民事・刑事を問わず,日々の弁護士業務に関すること,弁 護士倫理に関すること,経験したことのない問題への対応 方法,所属事務所内での悩み,独立開業に関する悩みなど あらゆることを幅広く相談を受け付けています。

現在,毎週火曜日と木曜日,火曜日は12時から14時まで,木曜日は17時から19時までホットラインを開設しています。また,相談は,基本10年以上の弁護士業務経験を持つ弁護士が2名体制で担当し,相談内容に応じて回答に適した担当弁護士が回答をすることになっています。事件等に関するご相談の場合は,守秘義務に抵触することのないようにお願いして相談を受けています。もちろん相談担当者側も相談の秘密は厳守します。相談は1回につき20分程度です。

―― ホットラインはどのような経緯で開設されることになったのですか。

日弁連の若手弁護士サポートセンターで、若手の業務サポートを何かできないかという話の中で、即独した弁護士であったり、同じ事務所内でもなかなか相談ができなかったりして困っている若手の弁護士がいるという話が出ました。法テラス内で、スタッフ弁護士が利用できる業務サポートの電話相談があると聞き、そのような取組みが弁護士

会としてもできると良いだろうという話になりました。若手 弁護士にとっての兄弁, 姉弁のような感じで気軽に相談し てもらえる場所を作ろうということで, 電話による相談受 付とすることで気軽に利用しやすくしました。

日弁連として行うことで、同じ弁護士会だと知り合いで あったりして相談しづらくなるというデメリットをなくし、 相談しやすくすることも狙いの一つとしてありました。

このような経緯で、パイロット事業として、2016年の 3月からスタートをさせました。

―― これまでにどれくらいの数の相談が寄せられたのでしょうか。

これまで、ホットラインには、2016年3月29日から 2017年1月26日までの間に、合計で146件の相談が寄せられました。

詳しい相談内容は守秘義務があるためお教えできませんが、民事事件や刑事事件の手続に関する相談、事件処理に関する相談、刑事事件における書類の提出方法や提出先に関する相談、弁護士倫理に関する相談、独立に関する相談、人間関係に関する相談等多岐にわたっています。

相談者の属性も、即独した弁護士、大規模事務所に所属する弁護士、インハウスローヤーなど様々です。

写真右から

福崎 聖子会員 (54 期) 杉村亜紀子会員 (55 期)

---- これまでの相談の中で印象に残っている相談はありますか。

この相談が特にというものはありませんが、ベテランの弁護士でも悩むような問題を相談されることもありますし、基本的な内容を相談されることもあります。また、地方の刑事事件に関する手続的な相談などは、所属している弁護士会の委員会等に問い合わせた方が良いだろうと思うものもあります。その時は、そのようにアドバイスさせて頂いています。

相談される若手の方々は、皆、このままでいいのかな、 もっと何かできることがあるのではないかと思って相談して きてくれているのだと思います。皆、やる気があり、誠実 に仕事をしようとしているのだな、という良い印象です。

――相談を受けていく中で感じた若手弁護士に関する問題 点などはありますか。

以前は、先輩の弁護士の仕事を見て覚えたり、相談をしながら学んで行くことができましたが、最近では若手が若手を雇っているような場合があるので、聞かれた方も分からないのではないかと感じることがあります。また、特に刑事事件について、修習のときに経験できている人とできていない人の差も出てきているのかなという印象です。最後まで見て経験できていれば、どこに何の書類を提出すれば良いのかといったことは分かると思います。

相談の内容が多岐にわたっているのと同じように、相談内容のレベル感もまちまちです。基本的なことから難しいことまで本当に多岐にわたっています。相談内容が基本的だから問題というのではなく、どこに聞いたらいいのかも分からないという状況が出てきていることが問題なのではないかと思います。

電話をかけ相談してくれる若手は、自分が分かっていないことを分かっています。一方で、問題なのは自分が分かっていないことを分かっていない人ですね。



こういった状況だからこそ、ホットラインでは対象とする 相談の間口を狭めていません。何でもよいから電話してほ しいです。

これからもこの活動は継続すべきだと感じています。

―― 日弁連の若手弁護士サポートセンターのその他の活動 についても教えて下さい。

若手弁護士サポートセンターには、独立開業支援部会、 夢実践部会、女性会員・女性修習生支援部会という部会 があります。独立開業マニュアルの作成、独立開業支援チューター制度の実施、弁護士業務とそれ以外の分野での活 動のシナジー効果による多様な弁護士の在り方の検討、女 性弁護士のための就職支援活動など、様々な活動をしてい ます。

ホットラインも、その活動の中で生まれたものです。今後も、若手弁護士のサポート活動に積極的に取り組んでいきます。

―― 最後に若手弁護士へのメッセージをお願いします。

相談の内容が基本的なことだったとしても、一所懸命考えて仕事をやろうとしているんだなと分かると、親切に教えてくれる弁護士は必ずいます。一人で悩まずに、委員会活動に参加したり、積極的に外に出たりするなどして、人との繋がりを持ってほしいと思います。

こんなこと聞いて大丈夫なのかなと思うようなことであっても、何でも弁護士業務支援ホットラインに電話してほしいです。お待ちしています。

「弁護士業務支援ホットライン」 電話番号:080-7854-1212